

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年4月1日(2024.4.1)

【公開番号】特開2024-20600(P2024-20600A)

【公開日】令和6年2月14日(2024.2.14)

【年通号数】公開公報(特許)2024-028

【出願番号】特願2023-203515(P2023-203515)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 1 1 B

A 6 3 F 5/04 6 0 2 A

A 6 3 F 5/04 6 9 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月19日(2024.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主制御手段を有し、

主制御手段で制御可能な駆動部の動作チェックが可能な動作確認モードを有し、

動作確認モード終了時はRWMの初期化処理が実行可能である

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、主制御手段を有し、主制御手段で制御可能な駆動部の動作チェックが可能な動作確認モードを有し、動作確認モード終了時はRWMの初期化処理が実行可能である遊技機。

また、本発明は、計数スイッチと、計数スイッチの押下時間をカウントする計数実行タイミングとを備え、第1の期間毎に計数点に係る情報が貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており(以下、計数点に係る情報が貸出ユニット側に送信可能となる第1の期間毎のタイミングを「計数通知タイミング」と称す)、計数スイッチの押下時間が第2の期間以上となった後の計数通知タイミングでは、所定数の計数点を貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており、計数スイッチが押下されてから押下時間が第2の期間未満となるタイミングで計数スイッチが離反された後の計数通知タイミングでは、特定数の計数点を貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており、計数スイッチが押下されてから押下時間が第2の期間未満となるタイミングで計数スイッチが離反された後であって、次の計数通知タイミング(以下、「第1の計数通知タイミング」と称す)となるまでの間に計数スイッチが押下され、当該計数スイッチが押下されている状況で第1の計数通知タイミングとなったときは特定数の計数点を貸出ユニット側に送信可能となるよう構成されており、計数スイッチが押下されてから押下時間が第2の期間未満となるタイミングで

40

50

計数スイッチが離反された後であって、第1の計数通知タイミングとなるまでの間に計数スイッチが押下されたときは、当該計数スイッチが押下されたタイミングから計数実行タイミングのカウントが開始可能となるよう構成されている遊技機であってもよい。

10

20

30

40

50